

○国土交通省告示第七百四十七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示を次のように定める。

平成十八年七月七日

国土交通大臣 北側 一雄

飛行制限区域を定める告示

次の表の区域の欄に掲げる区域を同表の期間の欄に掲げる期間飛行制限区域とし、同表の条件の欄に掲げる条件をその上空における航空機の飛行を禁止する条件とする。

区 域	期 間	条 件
航空自衛隊車力分屯基地（北緯四十度五十八分六秒東経百四十度十九分三十分）を中心とする半径六キロメートルの円内の区域のうち東経百四十度十九分三十秒の線の西側にあるもの	当分の間	地表面又は水面から一万九千フィート以下の高度における飛行であること。